

勝利命令だ！

掲示物の一方的撤去はダメ！分会長への訓告処分・ボーナスカットも不当！

会社はただちに命令を履行せよ！

2003年4月大阪第二運輸所分会が①掲示物の不当撤去 ②これを理由にした苦情処理会議の開催拒否 ③山口分会長への監視カメラの角度を変えたことを理由とした訓告処分とボーナスカット ④フォロー試験による組合差別について救済を求めた事件で、大阪府労働委員会は本日（3/23）①、③について組合側の主張を全面的に認め「不当労働行為」として認定、救済命令を下しました。

JR東海による命令と服従（規律と忠誠心）による労務管理が再び三度「不当労働行為」として認定されたのです。会社は中央労働委員会への再審査申し立てをせずただちに命令を履行すべきです。

3年間の取り組みに対するご支援・ご協力に感謝申し上げます。

会社は企業権力を笠に着た力による労務政策をただちにやめることを強く訴えます。

**大阪府労働委員会が判断
不当労働行為を認定**